

第 71 号議案

大田区立学校施設の活用に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立学校施設の活用に関する条例の一部を改正する条例

大田区立学校施設の活用に関する条例（平成 6 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

760円	540円	900円	1,300円
740円	780円	920円	1,100円
1,000円	1,100円	1,300円	1,500円
200円	220円	260円	300円
260円	300円	360円	440円

を

」

「

780円	640円	680円	980円
920円	900円	900円	1,100円
1,200円	1,000円	1,000円	1,300円
240円	260円	320円	360円
320円	360円	440円	540円

に改める。

」

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

(提案理由)

受益者負担の適正化の観点から、施設の使用料を見直すため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 72 号議案

大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 14 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

7,005 円	8,709 円	11,427 円	12,969 円	15,510 円	16,539 円
6,105 円	7,197 円	8,916 円	10,422 円	11,433 円	11,826 円

を

」

「

7,023 円	8,724 円	11,448 円	12,990 円	15,534 円	16,563 円
6,117 円	7,215 円	8,937 円	10,443 円	11,451 円	11,844 円

に

」

改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成

27年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の大田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

（提案理由）

公務災害補償の補償基礎額を改定するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 73 号議案

大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立図書館設置条例の一部を改正する条例

大田区立図書館設置条例（昭和 34 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表同六郷図書館の項中「南六郷三丁目 10 番 1 号」を「南六郷三丁目 10 番 16 号」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 23 日から施行する。

（提案理由）

六郷図書館の一時移転のため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 74 号議案

大田区防災業務従事者損害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区防災業務従事者損害補償条例の一部を改正する条例

大田区防災業務従事者損害補償条例（昭和 52 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（審査請求）」に改め、同条中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

行政不服審査法の改正に伴い、規定を整理するため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。

第 75 号議案

土地の取得について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

土地の取得について

下記のとおり土地を取得する。

記

- 1 取得の目的 佐伯山緑地用地として使用するため
- 2 土地の表示
所 在 大田区中央五丁目 389 番 1 ほか 14 筆のうち 391 番 9
地 目 学校用地
地 積 10,038.47 平方メートルのうち 612.77 平方メートル
- 3 契約の方法 随意契約による契約
- 4 取得金額 金 1 億 8,367 万 9,415 円
- 5 契約の相手方 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号 大田区役所内
大田区土地開発公社 理事長 遠 藤 久

(提案理由)

大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例（昭和 39 年条例第 5 号）第 3 条の規定に基づき、この案を提出する。

第 76 号議案

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議に
ついて

東京都後期高齢者医療広域連合の経費の支弁の方法を変更するため、別紙の東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約により協議を行う。

(提案理由)

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議を行うに当たり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を経る必要があるため、この案を提出する。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

第2条及び第8条第4項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第5項から第7項までを削る。

附則第8項中「平成26年度分及び平成27年度分」を「平成28年度分及び平成29年度分」に、「平成26年4月1日現在」を「平成28年4月1日現在」に改め、同項を附則第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、平成28年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、平成27年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

第 77 号議案

大田区立男女平等推進センターの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立男女平等推進センターの指定管理者の指定について
下記のとおり指定管理者を指定する。

記

1 施設の名称

大田区立男女平等推進センター

2 指定管理者の名称

特定非営利活動法人男女共同参画おおた

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、この案を提出する。

第 78 号議案

特別区道路線の認定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の認定について

下記のとおり特別区道路線を認定する。

記

1 認定する路線

整理 番号	起点・終点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	路線名		
1	大田区蒲田三丁目 28 番 8 の地先から 大田区蒲田三丁目 28 番 9 の地先まで	24.63	7.00
	大田区道 8-249 号線		
2	大田区西糞谷四丁目 196 番 2 の地先から 大田区西糞谷四丁目 191 番 1 の地先まで	55.69	最大 4.93 最小 4.18
	大田区道 11-136 号線		

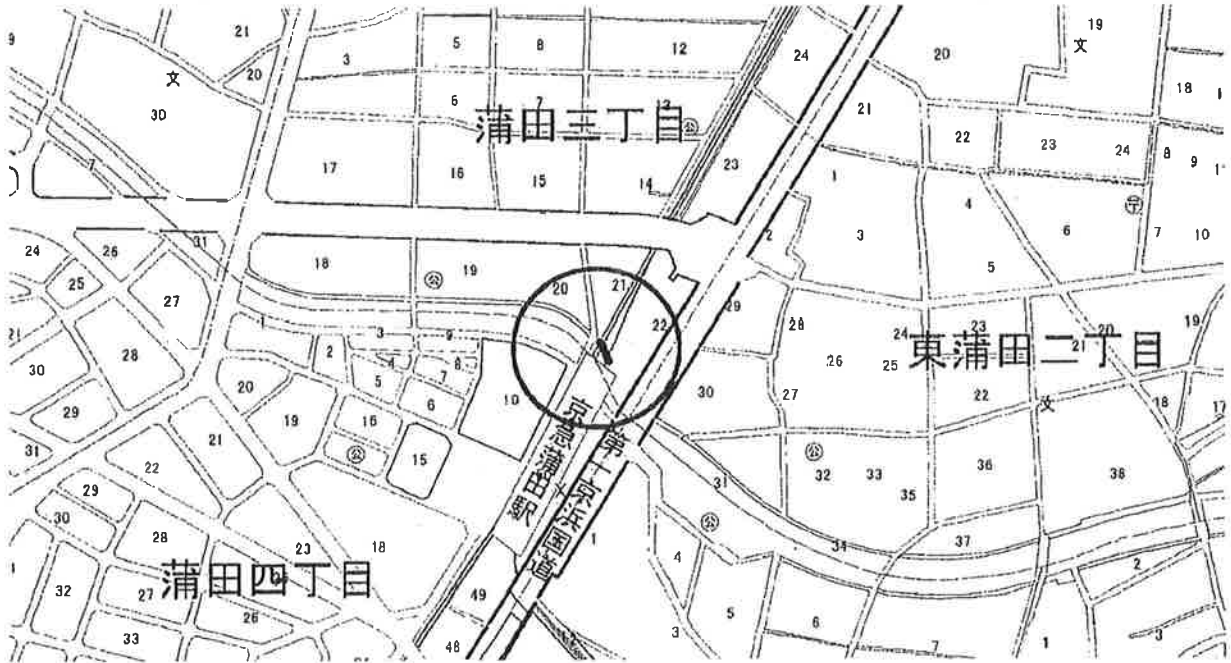
2 重要な経過地 なし

(提案理由)

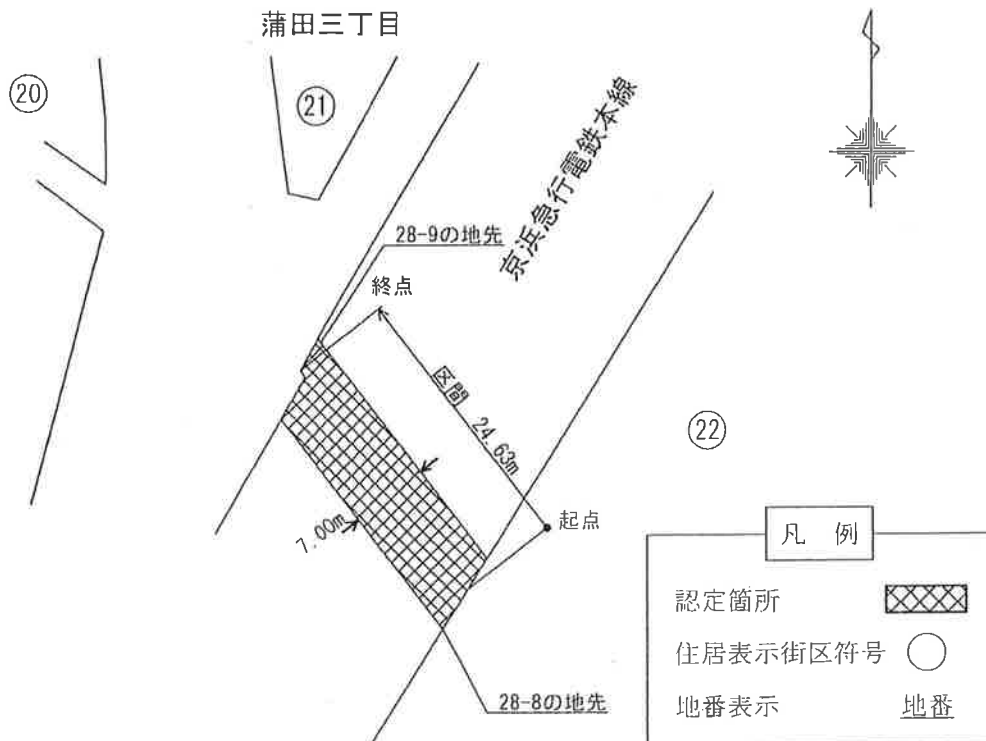
上記路線を特別区道として認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

案内図

所在 蒲田三丁目 28 番 8 の地先から同 28 番 9 の地先まで
 (住居表示 蒲田三丁目 22 番から同 21 番まで)



特別区道路線の認定略図

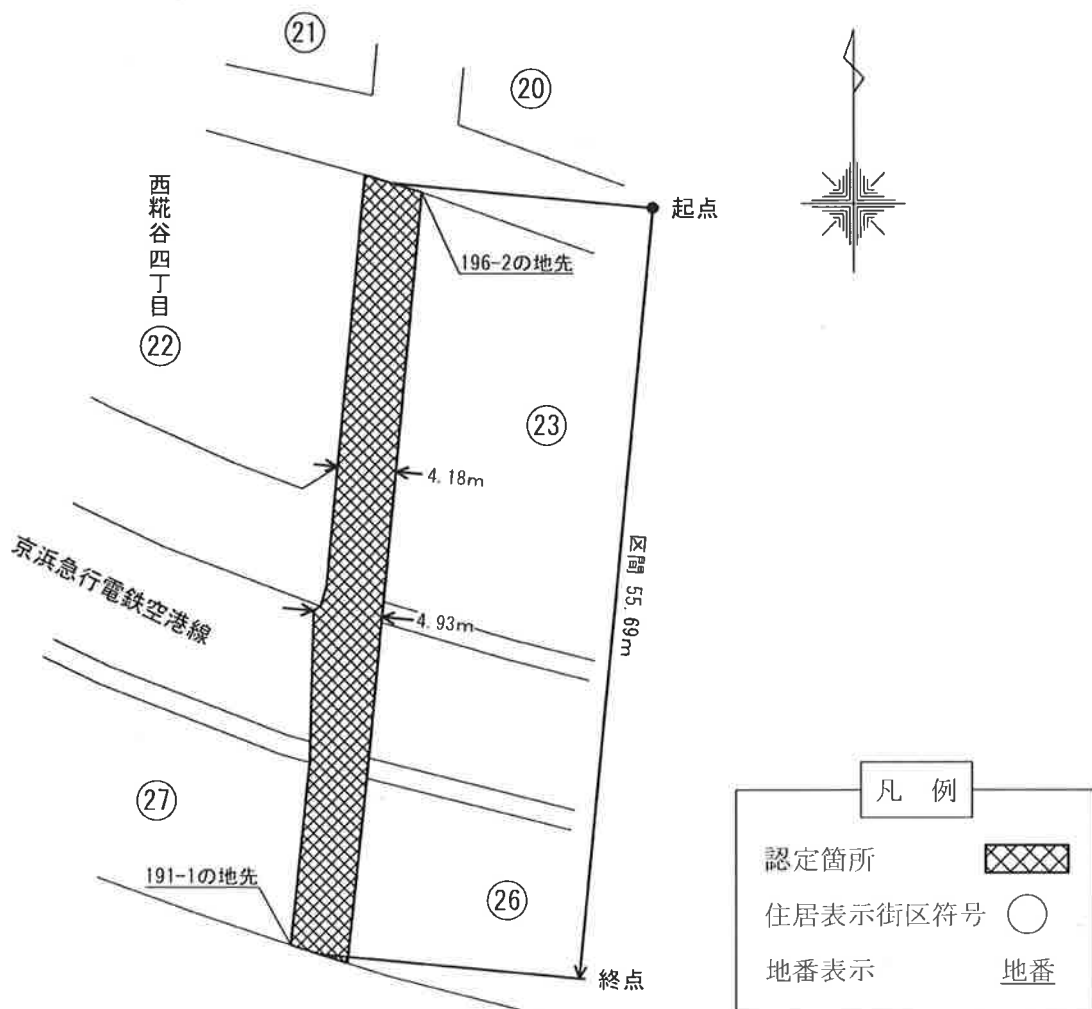


案内図

所在 西糺谷四丁目196番2の地先から同191番1の地先まで
 (住居表示 西糺谷四丁目23番から同27番まで)



特別区道路線の認定略図



第 79 号議案

特別区道路線の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

特別区道路線の廃止について

下記のとおり特別区道路線を廃止する。

記

1 廃止する路線

整理 番号	起点・終点	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	路線名		
1	大田区大森西三丁目 122 番 2 の地先から 大田区大森西三丁目 182 番 6 の地先まで	33.04	最大 6.49 最小 2.41
	大田区道 7-142-2 号線		
2	大田区大森西五丁目 272 番 2 の地先	9.07	最大 3.60 最小 3.06
	大田区道 7-30-1 号線		
3	大田区蒲田四丁目 60 番 2 の地先から 大田区蒲田四丁目 55 番 1 の地先まで	21.99	3.63
	大田区道 8-186-1 号線		
4	大田区蒲田四丁目 62 番 9 の地先から 大田区蒲田四丁目 63 番 4 の地先まで	19.47	3.63
	大田区道 8-192-2 号線		
5	大田区蒲田本町二丁目 2 番 4 の地先から 大田区蒲田本町二丁目 13 番 22 の地先まで	14.55	2.90
	大田区道 10-68-2 号線		

6	大田区蒲田本町二丁目 19 番 11 の地先から 大田区蒲田本町二丁目 9 番 26 の地先まで	19.04	4.18
	大田区道 10-70-1 号線		
7	大田区仲六郷一丁目 1 番 13 の地先から 大田区仲六郷一丁目 3 番 64 の地先まで	21.75	3.09
	大田区道 10-4-2 号線		
8	大田区仲六郷二丁目 16 番 71 の地先から 大田区仲六郷二丁目 11 番 127 の地先まで	19.55	3.34
	大田区道 10-92-2 号線		
9	大田区南蒲田一丁目 12 番 35 の地先から 大田区南蒲田一丁目 12 番 5 の地先まで	11.52	1.81
	大田区道 11-96-2 号線		
10	大田区南蒲田一丁目 22 番 3 の地先から 大田区南蒲田一丁目 12 番 5 の地先まで	20.16	3.27
	大田区道 11-99-1 号線		

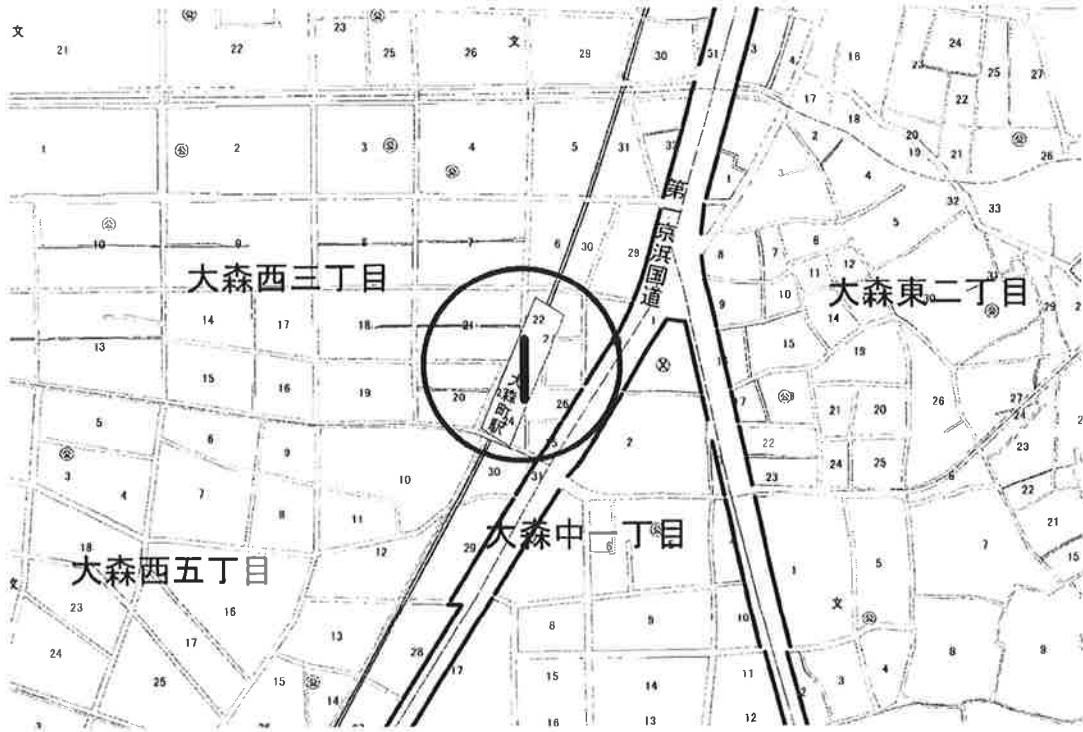
2 重要な経過地 なし

(提案理由)

上記特別区道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、この案を提出する。

案内図

所在 大森西三丁目122番2の地先から同182番6の地先まで
(住居表示 大森西三丁目22番から同24番まで)



特別区道路線の廃止略図

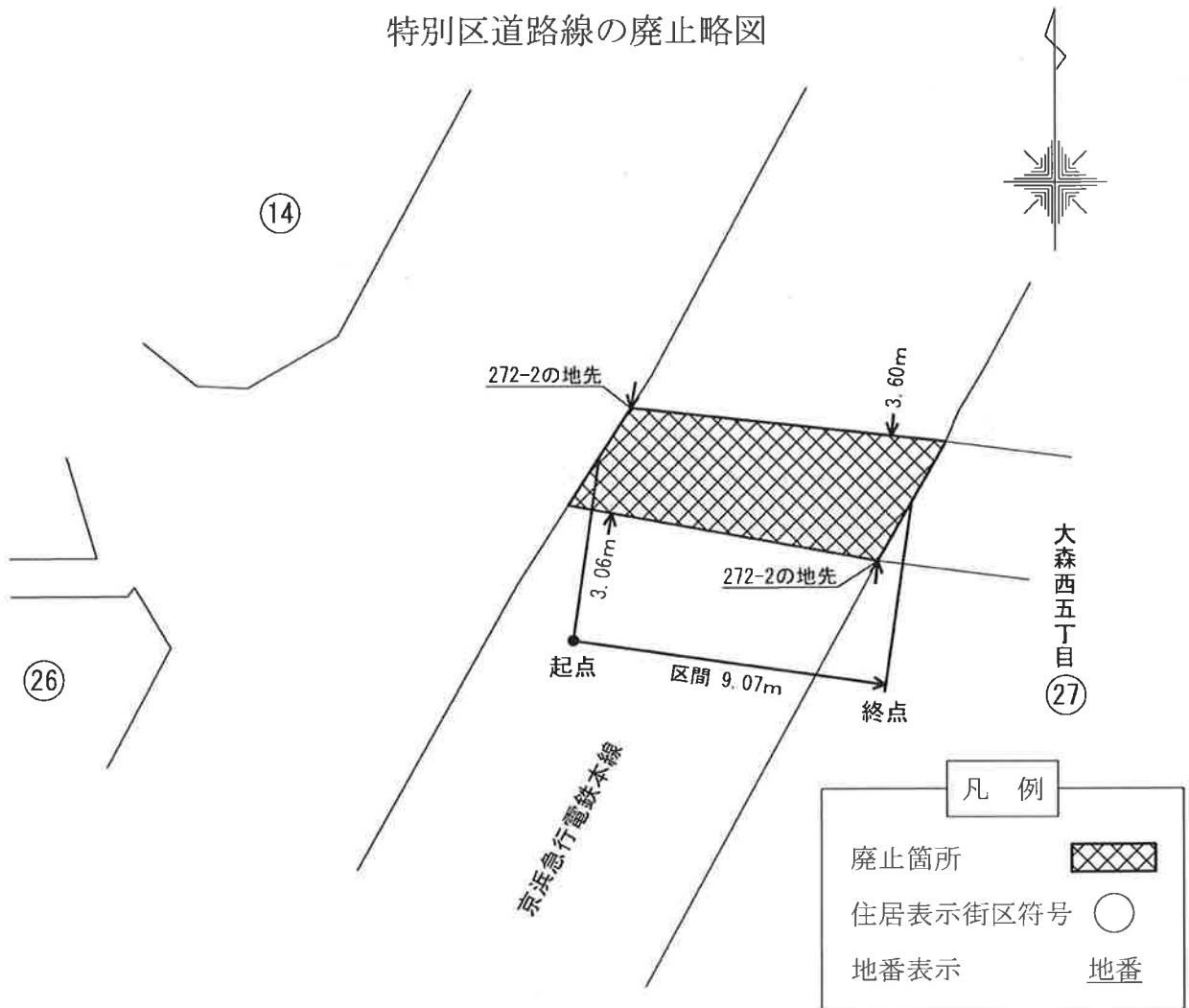


案内図

所在 大森西五丁目272番2の地先
(住居表示 大森西五丁目27番)



特別区道路線の廃止略図

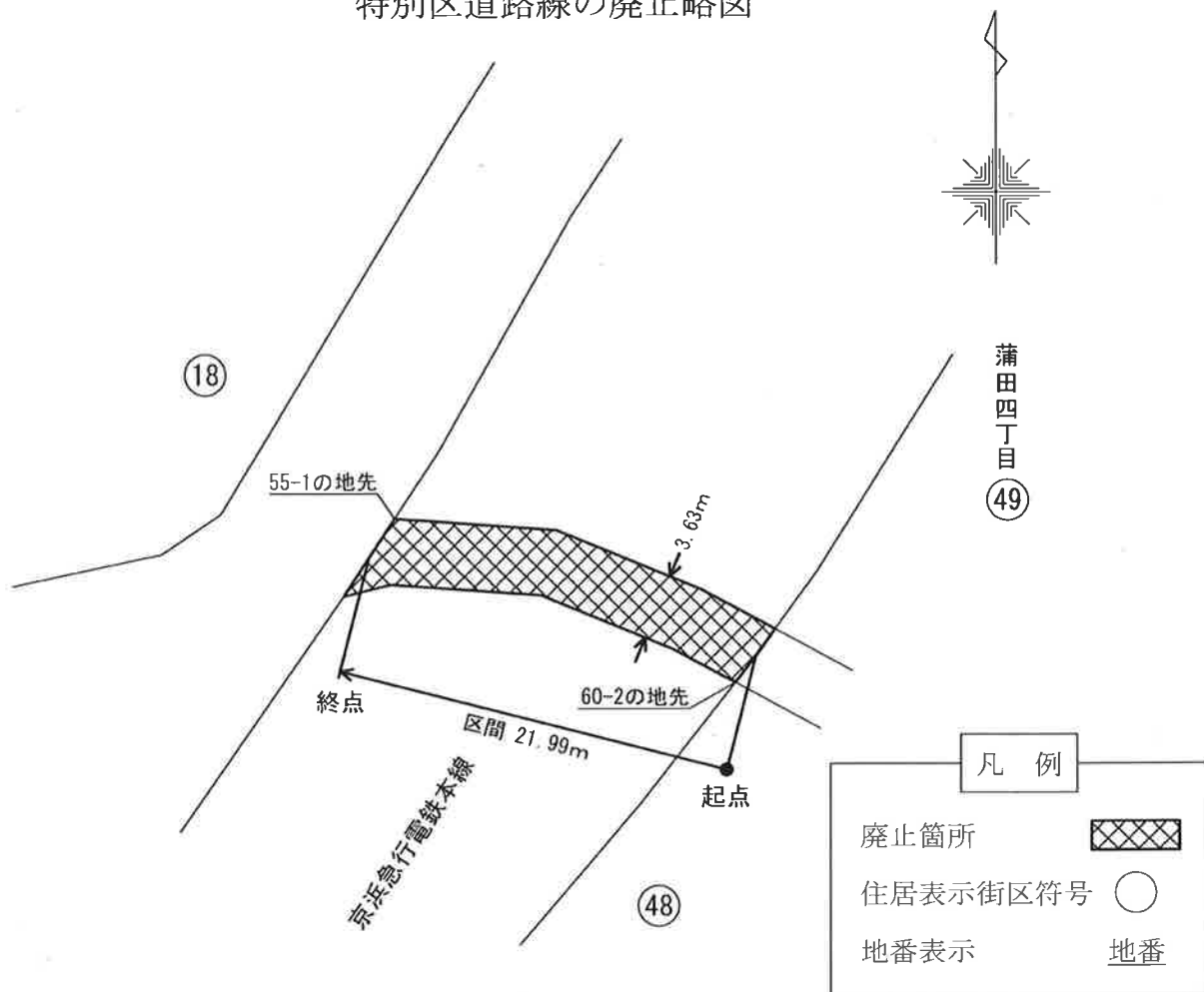


案内図

所在 蒲田四丁目60番2の地先から同55番1の地先まで
 (住居表示 蒲田四丁目48番から同49番まで)



特別区道路線の廃止略図

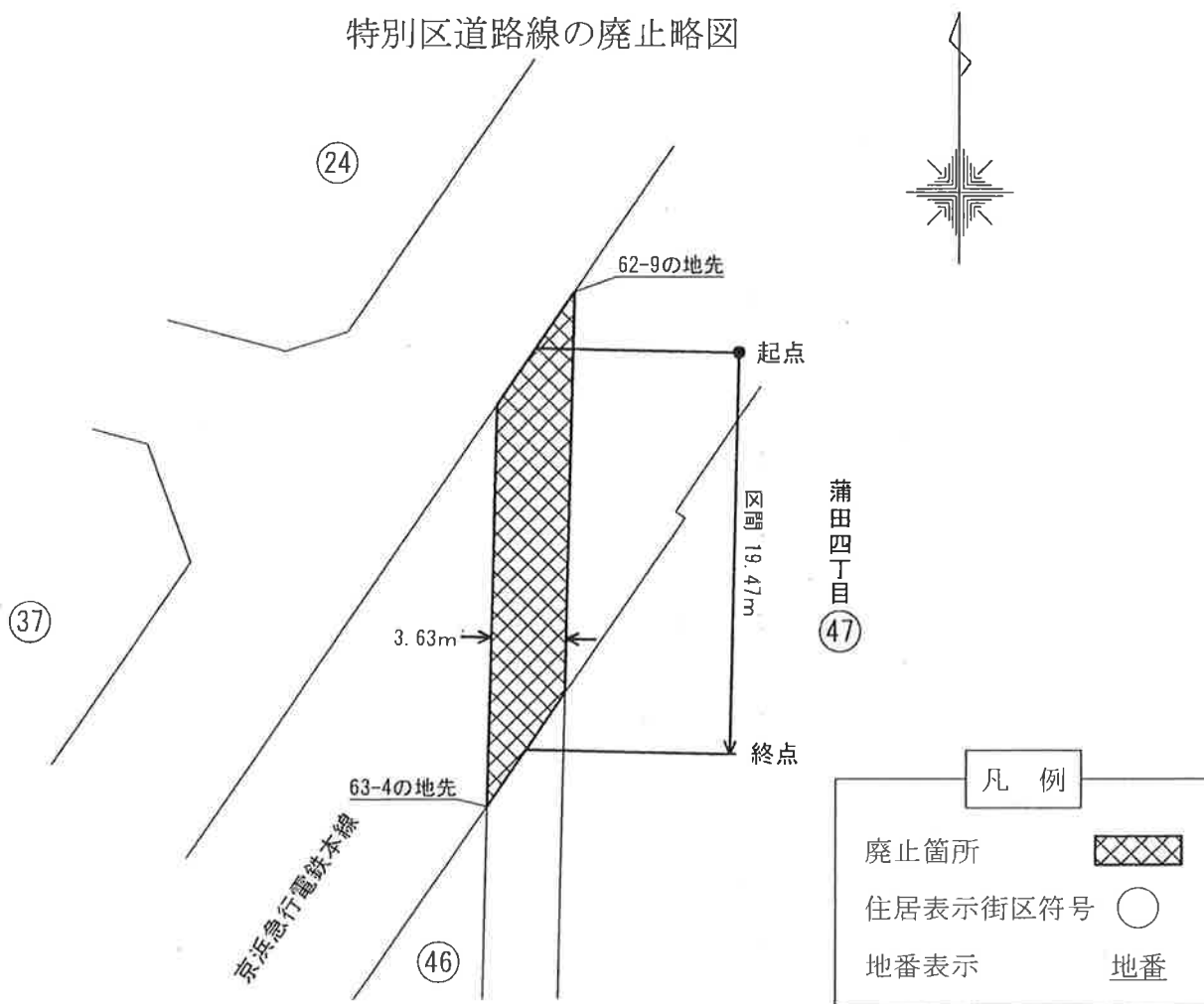


案内図

所在 蒲田四丁目62番9の地先から同63番4の地先まで
(住居表示 蒲田四丁目47番から同46番まで)



特別区道路線の廃止略図

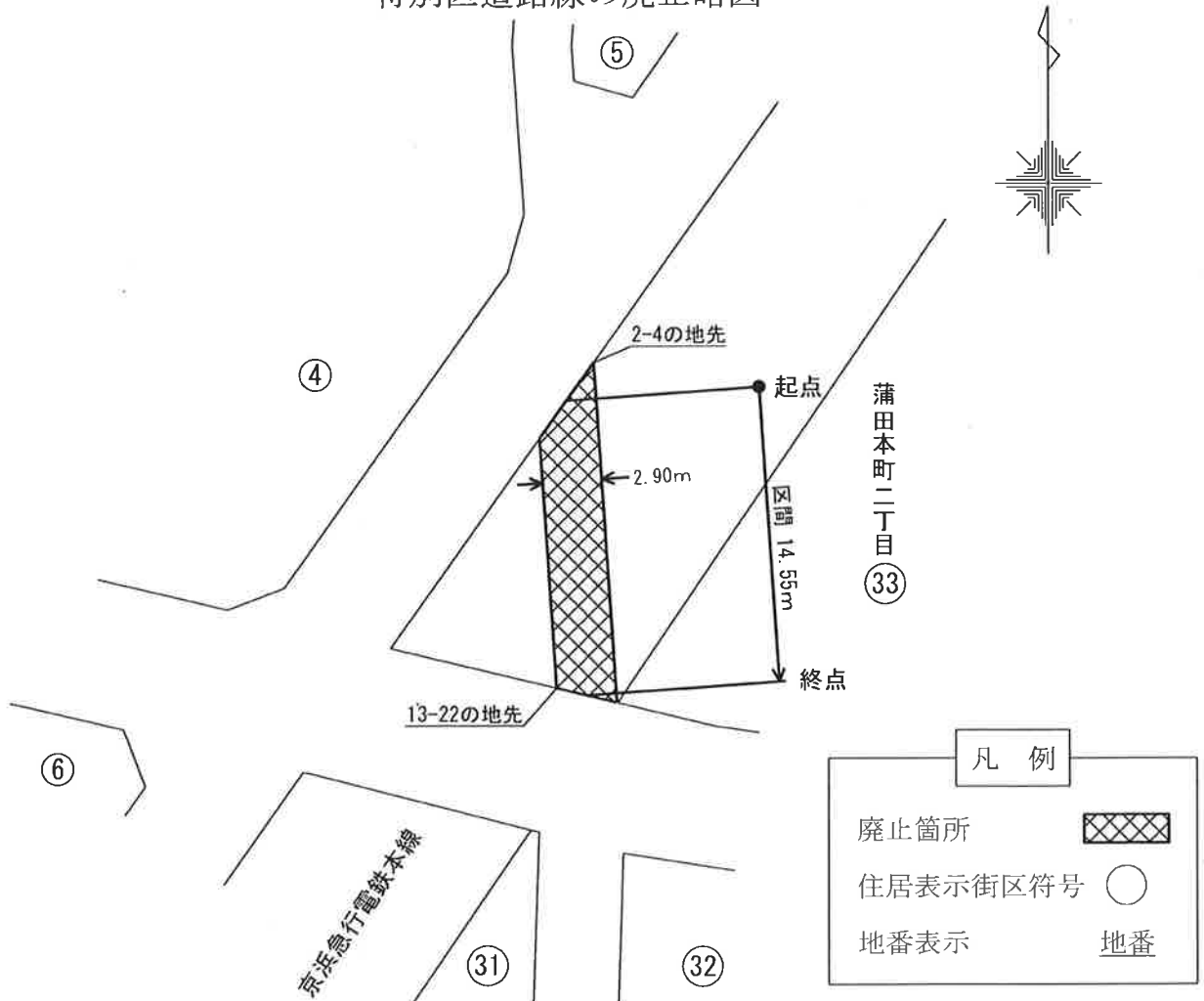


案内図

所在 蒲田本町二丁目 2番4の地先から同13番22の地先まで
 (住居表示 蒲田本町二丁目 5番から同4番まで)



特別区道路線の廃止略図

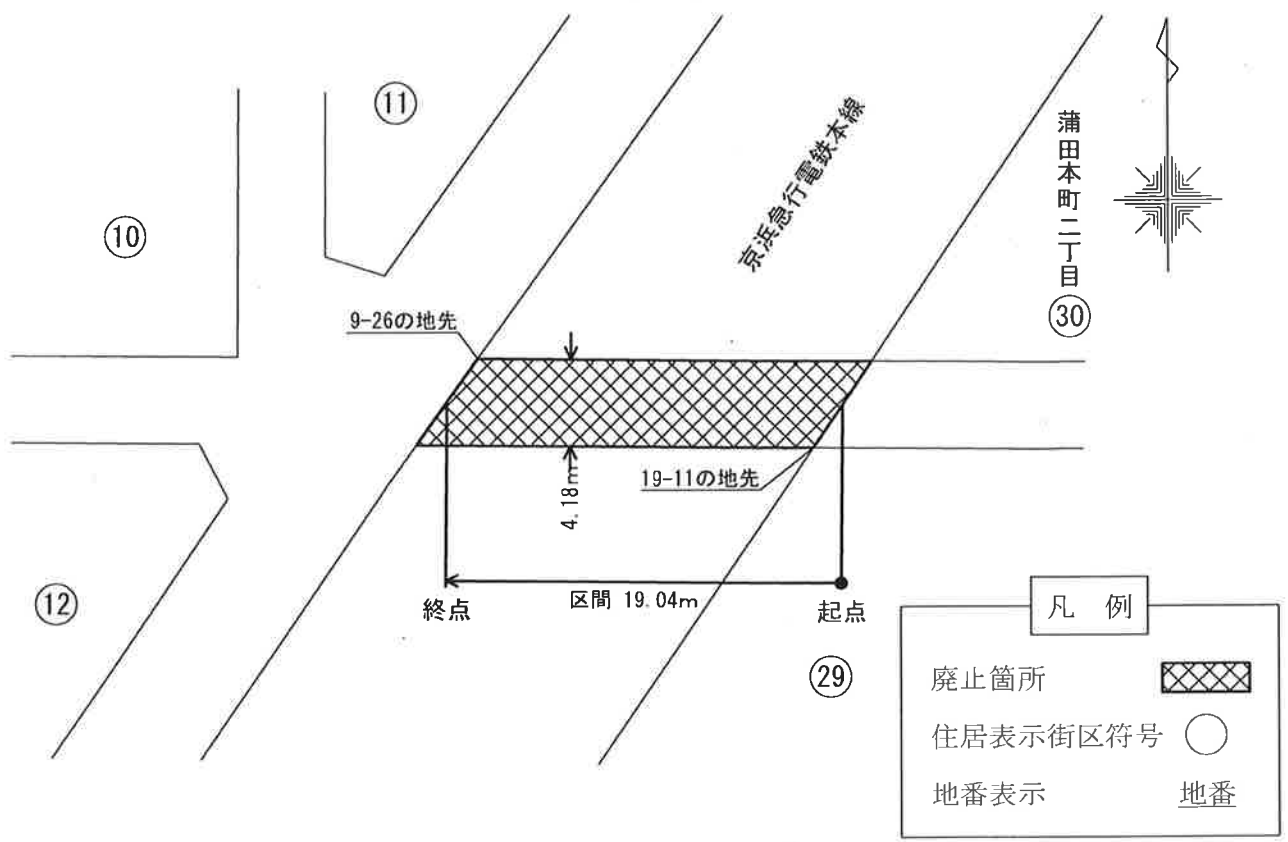


案内図

所在 蒲田本町二丁目19番11の地先から同9番26の地先まで
 (住居表示 蒲田本町二丁目29番から同11番まで)



特別区道路線の廃止略図

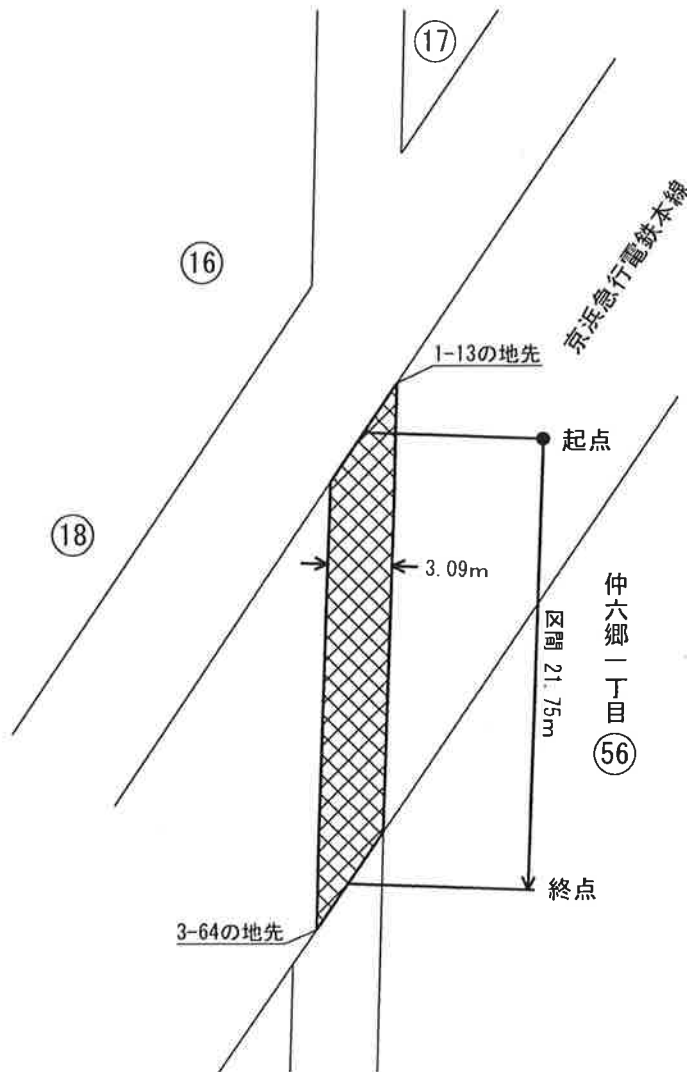


案内図

所在 仲六郷一丁目 1番13の地先から同3番64の地先まで
 (住居表示 仲六郷一丁目17番から同56番まで)



特別区道路線の廃止略図



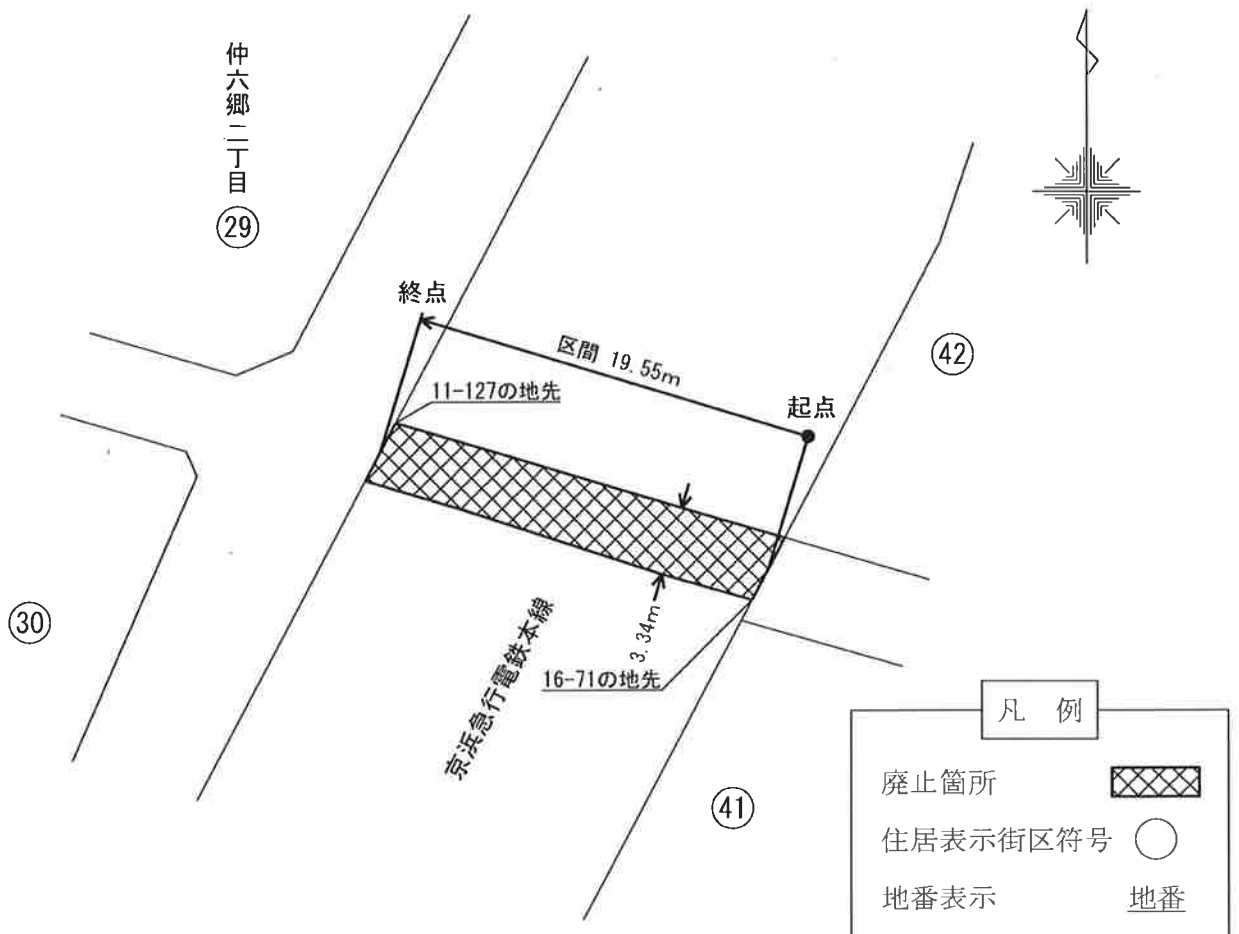
凡例	
廃止箇所	
住居表示街区符号	
地番表示	地番

案内図

所在 仲六郷二丁目16番71の地先から同11番127の地先まで
 (住居表示 仲六郷二丁目41番から同42番まで)



特別区道路線の廃止略図

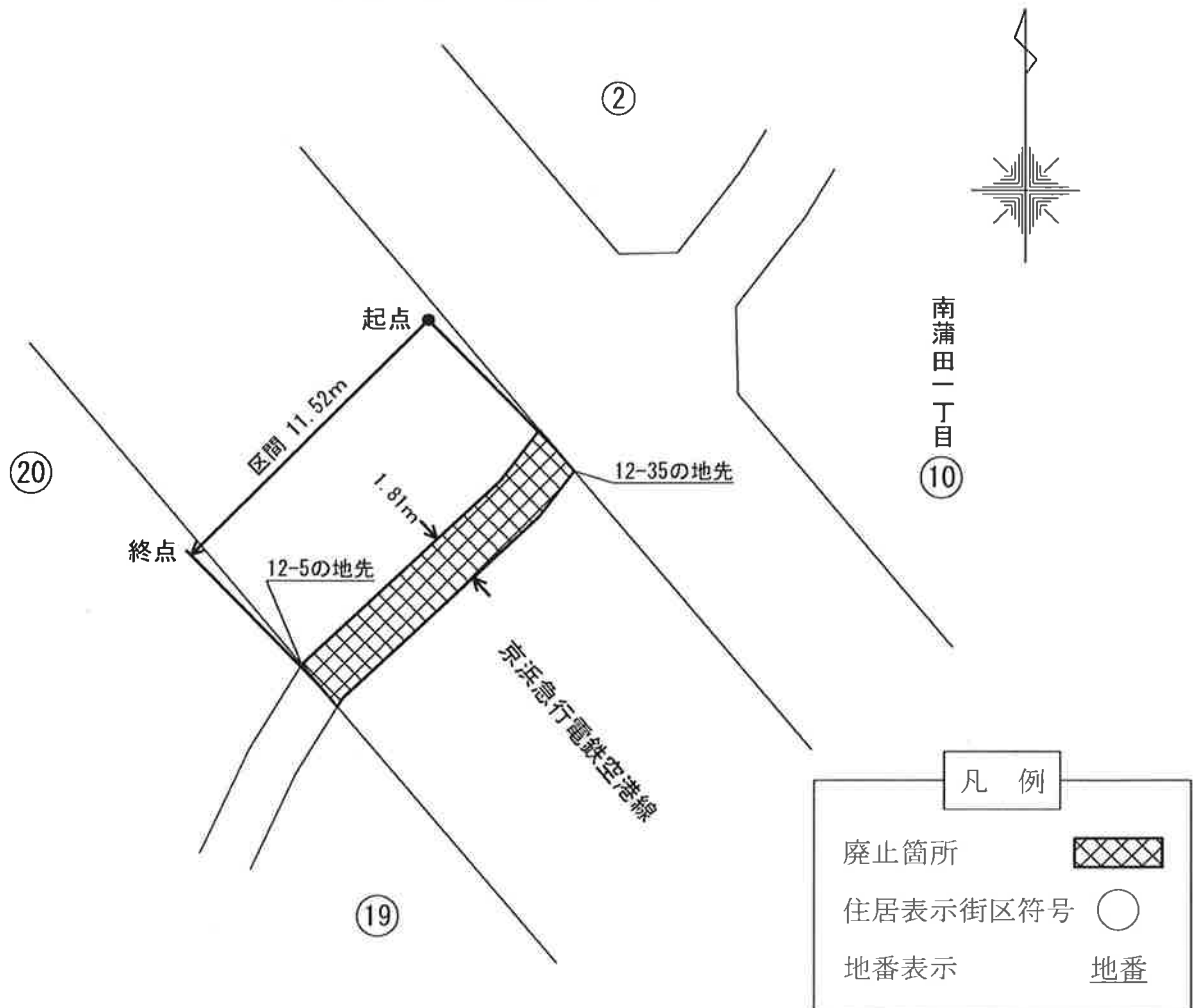


案内図

所在 南蒲田一丁目12番35の地先から同12番5の地先まで
(住居表示 南蒲田一丁目2番)



特別区道路線の廃止略図



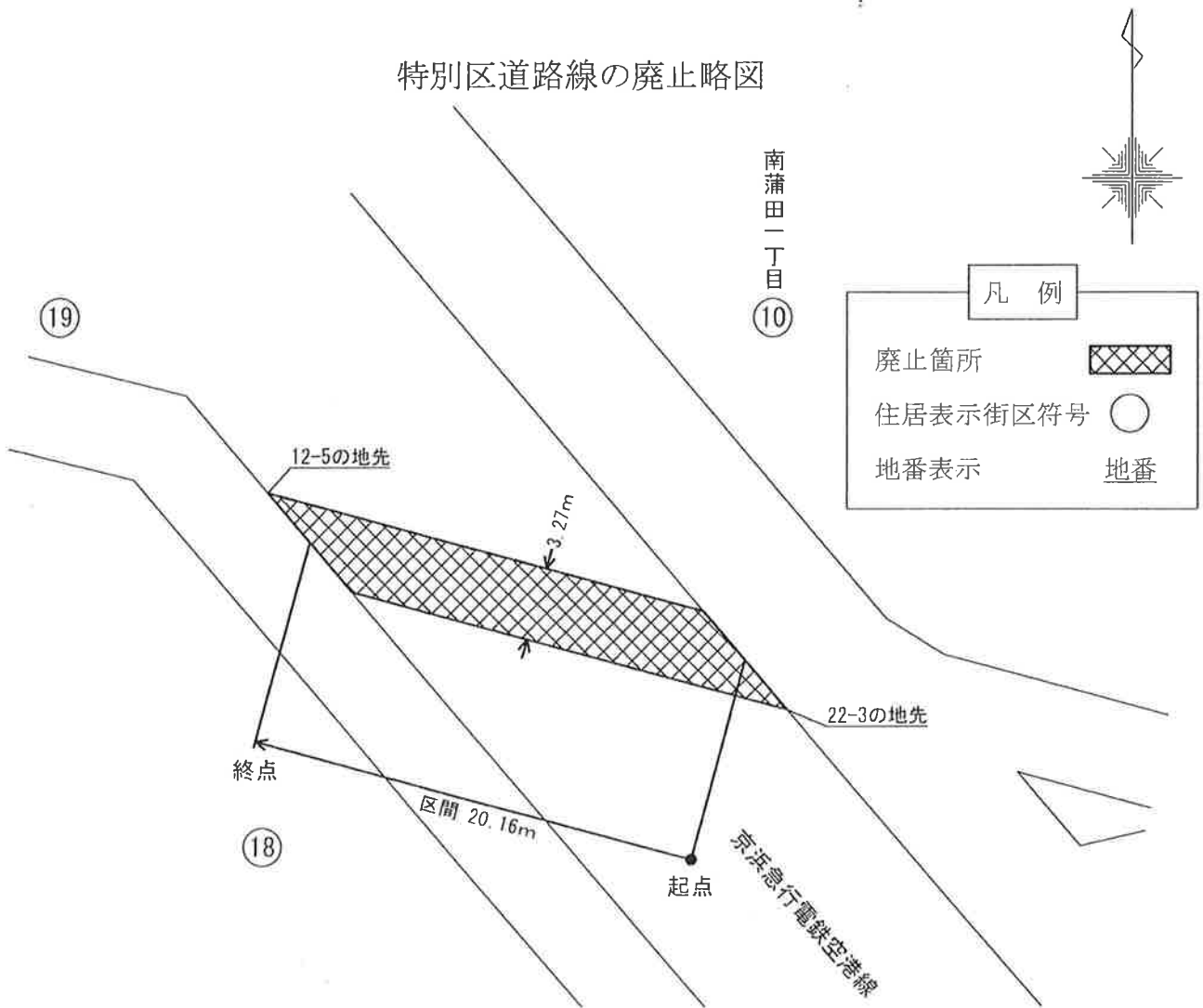
案内図

整理番号10

所在 南蒲田一丁目22番3の地先から同12番5の地先まで
 (住居表示 南蒲田一丁目10番)



特別区道路線の廃止略図



第 80 号議案

大田区立仲六郷二丁目公園の廃止について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 大田区長 松 原 忠 義

大田区立仲六郷二丁目公園の廃止について

下記のとおり公園を廃止する。

記

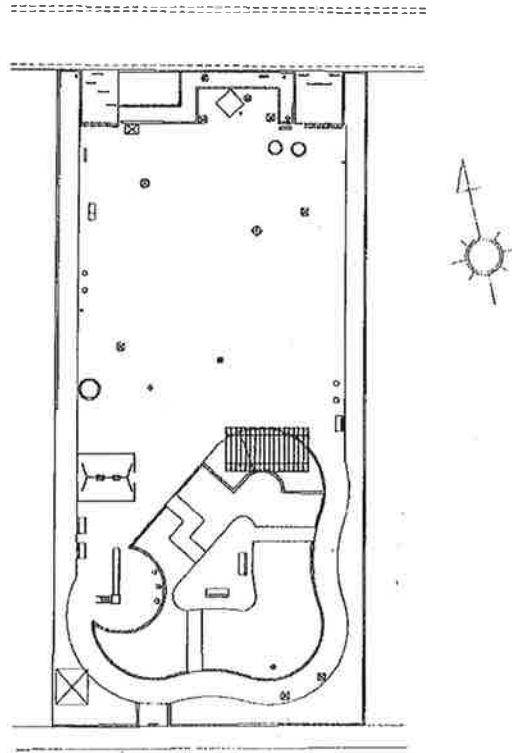
- | | | |
|---|--------|-------------------|
| 1 | 廃止する公園 | 大田区立仲六郷二丁目公園 |
| 2 | 所 在 | 大田区仲六郷二丁目 4 番 7 号 |
| 3 | 分 類 | 行政財産 |
| 4 | 面 積 | 1,353.82 平方メートル |
| 5 | 廃止の期日 | 平成 28 年 6 月 1 日 |

(提案理由)

大田区立仲六郷保育園の建て替え工事に伴い、大田区立仲六郷二丁目公園を廃止する必要が生じたため、大田区議会の議決に付すべき契約、財産又は公の施設に関する条例(昭和 39 年条例第 5 号)第 5 条の規定に基づき、この案を提出する。

大田区立仲六郷二丁目公園平面図

大田区仲六郷二丁目4番7号



案内図

